

平成 2 4 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我 孫 子 市 教 育 委 員 会

平成24年第3回定例教育委員会日程

日 時 平成24年3月28日(金) 午後1時30分

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
鈴木幸子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について (指導課)

議案第2号 我孫子市指定文化財の指定について (文化・スポーツ課)

議案第3号 教育委員会の人事異動について (総務課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正 する告示の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ ・ 3
議案第 9 号	教育委員会の人事異動について	・ ・ ・ ・ ・ 10

議案第 1 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示
の制定について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示を次のように
制定する。

平成 23 年 3 月 28 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

県補助金(千葉県緊急雇用創出事業補助金)事業終了により県における同等職の賃金額
とするため改正するものです。

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（平成元年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
別表第1（第11条関係）		別表第1（第11条関係）			
（1）臨時職員賃金		（1）臨時職員賃金			
職種	時間給	職種	時間給		
理数教育サポーター	1,000円	理数教育サポーター	1,500円		
埋蔵文化財調査員	2,300円	埋蔵文化財調査員	2,300円		
発掘作業員	調査補助員	1,240円	発掘作業員	調査補助員	1,240円
	主任作業員	1,170円		主任作業員	1,170円
	作業員	1,090円		作業員	1,090円
	作業補助員	1,010円		作業補助員	1,010円
文化財整理作業員	調査員	2,020円	文化財整理作業員	調査員	2,020円
	調査補助員	1,090円		調査補助員	1,090円
	主任作業員	1,020円		主任作業員	1,020円
	作業員	950円		作業員	950円
	作業補助員	890円		作業補助員	890円
学芸員	1,210円	学芸員	1,210円		

附 則

この告示は、平成24年4月1日から適用する。

議案第 2 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

平成 2 4 年 3 月 2 7 日

我孫子市教育委員会
教育長 中村 準

提案理由

ふきあえずしんじやほんでん 葺不合神社本殿・はいでん 拝殿（あらき 新木 1 8 1 2 番外）を市内に所在する重要な文化財として我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、平成 2 4 年 2 月 2 3 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、平成 2 4 年 2 月 2 3 日付けで答申されました。

我孫子市第 1 3 号指定文化財

- 1 種 別
有形文化財（建造物）
- 2 名 称
葺^{ふき}不合^{あはず}神社^{じんじや}本殿^{ほんでん}・^{はいでん} 拝殿^{はいでん} ^{つけたり} 附 ^に ^{とりい} 二の鳥居
- 3 員 数
2 棟 附 1 基
- 4 構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質、その他の特徴
本殿 一間社流造 銅板葺
拝殿 入母屋造 銅板葺
附：二の鳥居 石造明神鳥居
- 5 所見
別紙調書参照

葺不合神社本殿・拝殿に関する調査

1. 名称

葺不合神社本殿・拝殿 附 二の鳥居

2. 員数

2 棟 附 1 基

3. 所在地

我孫子市新木 1 8 1 2 番 外

4. 構造及び形式

本殿 一間社流造 銅板葺
拝殿 入母屋造 銅板葺
附：二の鳥居 石造明神鳥居

5. 建築の年代

本殿 明治 30 年 (1897 年)
拝殿 江戸時代中期
附：二の鳥居 明治 15 年 (1882 年)

6. 所見

1) 沿革

葺不合神社は、我孫子市新木字竹之内にある旧村社で、国道 356 号線（旧成田街道、旧佐竹街道）の北側に起伏に富んだ境内を有する。国道沿いの一の鳥居から参道を経て二の鳥居に至り、石段を登ると正面に拝殿、そしてその奥に一段高く覆屋付きの本殿がある。

この地は、もと元暦三年（文治二年・1186 年）の創立と伝えられる巖島神社（『湖北村誌』）の境内で、^{いちましまひめのみこと}（弁財天）を主祭神としていた。巖島神社は無格社であったが、近世には、沖田弁天と呼ばれて柏市の布施弁天とならぶ弁天信仰で賑わったという。その弁天堂が現在の拝殿である。また境内には、安永 5 年（1776 年）に設立された四国相馬信仰の札所として、第七十七番讚岐道隆寺写しが置かれていた。現在も昭和 4 年再建の大師堂と大師道が残る。

明治元年（1864 年）の神仏分離政策にともない弁天堂は巖島神社の社殿となったが、明治 39 年（1906 年）の神社合祀令（一村一社の令）によって、2 年後の同 41 年（1908 年）、東北方の字宮前から葺不合神社（^{うが} ^{やぶきあえずのみこと} 鷗[茲鳥]草葺不合命）および三嶋神社（^{やまとたけるのみこと} 日本武命）、白山神社（^{しらやまひめのみこと} 白山比売命）がこの地に合祀され、巖島神社は村社葺不合神社と改称された。その際、字宮前五郎池の旧葺不合神社本殿が数百メートルの距離を曳家されたという。これが現在の本殿である。

2) 拝殿

拝殿は巖島神社弁天堂として建設されたことが知られるが、その時期に関しては、明和

元年（1764年）の「弁天堂奉加帳」と以下の棟札（角材）が現存している。

「明和二 酉 十月四日 より 同式拾四日迄 奉葺代 小文間 大工 澤藤新兵衛」
現存する建物の構成や細部の絵様・繰形の様式は江戸時代中期の特徴をよく示しており、これらはそれを裏付ける重要な資料ということになる。ただ、棟札に記された「葺代」は「葺替」のことであると考えられることから、明和元年の「奉加帳」と同二年の棟札は建物の建設時期を示すものとは限らない。屋根の葺替を明和二年に行ったということは、少なくとも数十年以前に建物が建設されていたということになる。したがって、時期は特定できないまでも、現存する拝殿は江戸時代中期（明和年間以前）の建設であることは間違いない。

拝殿は方三間の入母屋造・平入りで、正面に一間の向拝を設ける。屋根は茅葺であったが、昭和47年に鉄板葺で覆い、現在は銅板葺に改修されている。旧巖島神社の弁天堂として建設されたこともあって、雄大な仏堂風の建物である。

身舎は前面一間通りを吹き放ちの外陣とし、後方二間通りを内陣として四周に切目縁を廻す。内陣正面の中央間は上部に格子を嵌め込み、脇間および両側面の前方一間に引違い格子戸を建てる。背面の中央間には観音開きの格子扉が設けられているが、これは明治41年に本殿が移築されてきた際の改造である。その他の壁面は横板羽目である。なお、内陣正面の上部に天女を描いた彩色画が掲げられている。

軸部は、丸柱に切目長押、内法長押、頭貫を廻し、身舎の四隅に獏の木鼻を設ける。軒は二重繁垂木、組物は出組で拳鼻を設け、中備はなく、向拝との繋ぎに海老虹梁を用いている。内部は一室であるが、背面寄りに二本の丸柱を建てて左右に御嶽社と巖島社を配し、中央部は背面中央間の格子扉を通して後方の本殿を拝する。巖島社には弁財天を祀った厨子（古風であるが製作年代は不明）が現存するが、当初は中央部に置かれていたものであろう。床は板張、天井は舟底形の棹縁天井である。

全体的に装飾的要素は控え目であるが、随所に彫刻が見られる。すなわち、向拝柱の地紋彫、向拝の木鼻（唐獅子と獏）や手挟、身舎の木鼻（獏）や海老虹梁の持送りなどのほか軒支輪も彩色された浮彫で飾られ、虹梁や頭貫、拳鼻などにも絵様や繰形が施されている。ただ、身舎の木鼻（獏）だけは後の追加である可能性が残る。また、向拝柱を除けば、これらの装飾彫刻は長押より上部に限られており、その点では江戸時代中期の仏堂の特徴を備えている。

拝殿は明治41年、本殿が現在地に曳家された際に幾分の改造が加えられたと考えられるが、さらに平成15年、かなりの改修工事が行われている。すなわち、屋根を銅板に葺替え、身舎の床下にコンクリートを打ち、縁下を布基礎としたことが知られる。軒の垂木や縁廻りの部材、向拝部分の木階などが新規材に取り替えられたのもこの時であろう。ただ、身舎、向拝を通じて軸部廻りは創建時の状態をよく留めている。

3) 本殿

本殿は、明治30年（1897年）2月に字宮前の旧葺不合神社本殿として建設された。大工は新木村の田口末吉、木挽は根本米吉、彫刻師は後藤藤太郎（北相馬郡北方住）であることも判明している（いずれも本殿亀腹の刻銘による）。現在地に曳家されたのは11年後の明治41年（1908年）である。

本殿は吹き放ちの鉄骨造覆屋の中であり、切石による亀腹の上に土台を置く。比較的小規模な一間社流造で、正面に千鳥破風を設け、向拝前面を唐破風造としている。屋根は銅

板葺であるが、当初は柿葺あるいは栩葺であったと推察される。軒は二重繁垂木、組物は二手先である。身舎柱は丸柱で切目長押および内法長押で固め、向拝柱と海老虹梁で繋ぐ。四周に高欄付の切目縁を廻して両側面奥に脇障子を立て、正面向拝部分に木階と登り高欄を設けて浜縁を張る。身舎の正面に板扉を開き、側面および背面を胴羽目とする。

本殿の最大の特徴は、建物全体を覆い尽くす豊富な装飾彫刻である。向拝柱には龍が巻き付き、水引虹梁の上にも丸彫の龍を乗せる。木鼻は唐獅子で、手挟や懸魚も丸彫彫刻である。さらに胴羽目や脇障子だけでなく、床下や妻壁を含めて壁面の総てが余すところなく透彫や浮彫彫刻となる。特に胴羽目彫刻は八岐大蛇、天岩戸、神武東征などの神話が題材となるが、脇障子には日清戦争を想起させる明治期の軍人も登場する。いずれの彫刻も総て素木で、木目を活かした精緻な彫りと生き生きとした表情は作者の腕を感じさせる。

ところで、神社建築が豊富な装飾彫刻で覆い尽くされるようになるのは江戸時代末期になってからで、その先進地は北関東や信州の一部（例えば身延）であった。幕末期には素木による精緻な彫刻の最盛期を迎えるが、明治期に入ると神明造を代表とする無装飾の社殿が主流となり、彫刻は急速に影を潜めていった。しかし、その中でも、江戸時代以来の技術を受け継ぐ彫物大工（明治以降は彫物師または彫刻師と称することもある）集団が、少なくとも明治期までは各地で活躍していたことが知られている。その一人がこの本殿の彫刻を手掛けた二代後藤藤太郎である。

後藤藤太郎は、江戸末期に江戸を中心に活躍した後藤家の流れを汲む彫物大工である。後藤家3代の後藤茂右衛門正常の門弟であった長坂猪之助友雅は文化年間頃に長坂系後藤家を興すが、その三代長坂猪之助友知が初代後藤藤太郎である（『彫工左氏後藤世系図』明治16年、東京国立博物館蔵）。二代後藤藤太郎は、文久元年（1861年）の生まれで、昭和6年に70歳で没している。正式には後藤藤太郎藤原一重と称し、後に佐藤一重とも名乗った。茨城県北相馬郡の北方村（現在の竜ヶ崎市）に住み、主として利根川流域で活躍した。我孫子市でも、この本殿以外に正泉寺本堂（欄間彫刻、明治11年）や長福寺大師堂（明治32年）、延命寺虚空蔵堂（大正12年）などの彫刻を手掛けている。

4) 総括

葺不合神社拝殿および本殿は、それぞれ独自の歴史を持ち、特徴も文化財としての価値も大きく異なる。拝殿は、旧巖島神社の弁天堂として江戸時代中期に建設された貴重な建築であり、屋根や縁廻りに改修の跡がみられるものの、弁天信仰で賑わった当時の雰囲気をも今に伝えている。一方、本殿は、明治30年に建設された後この地に移築されたものであるが、建物全体に施された装飾彫刻は、江戸末期に最盛期を迎えた神社建築の装飾彫刻が明治にまで伝えられた貴重な例であり、関東でも知られた彫物大工集団後藤家の流れを汲む二代後藤藤太郎の、脂が乗り切った時期の代表作ともいえるべき作品でもある。なお、拝殿の石段前に建てられている二の鳥居もまた、本殿とともに字宮前の旧葺不合神社から移設された石造明神鳥居であり、「明治十五年十一月」の刻銘を持つ。本殿・拝殿と併せて文化財として保存すべきであろう。

（河東 義之）

葺不合神社の写真



一の鳥居



参道周辺



二の鳥居



拝殿正面



拝殿内陣上部



棟札（角材）



弁財天



拝殿海老虹梁



拝殿木鼻



本殿全景



本殿向拝柱



本殿正面



胴羽目彫刻

議案第 3 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成 24 年 3 月 27 日

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 7 条第 9 号の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日
付けで人事異動を行いたく提案するものです。

